

**確定申告を
される方へ**

障害者控除を受けるための認定書を発行します

身体障害者手帳等をお持ちでない65歳以上の高齢者の方で、障がいをお持ちの方と同等と認められる場合は、障害者控除・特別障害者控除を受けられます。

- ◆**判定の基準** 認知症高齢者の日常生活自立度（認知症度） と 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度） により判定します
- ◆**確認方法** 介護保険の認定を受けている方 ⇒ 要介護認定時の主治医意見書（役場窓口にて確認しますので、提出は不要です）
介護保険の認定を受けていない方 ⇒ 医師意見書（申請時に提出してください）
- ◆**申請場所** 仁多庁舎 健康福祉課 又は 横田庁舎 税務課
- ◆**申請期間** 平成25年1月4日（金）～平成25年3月15日（金）
- ◆**申請に必要なもの** 介護保険被保険者証・印鑑、医師意見書（介護保険を受けていない方のみ）

おむつ代を医療費控除に含めるための証明書を発行します

概ね6ヵ月以上寝たきりで、おむつが必要と認められる方は、医療費控除におむつ代を含める事が出来ます。

この控除を受けるには、おむつが必要であるという医師の証明が必要です。しかし、前年に続いて控除を受ける方のうち、介護保険の認定を受けている方は、役場窓口にて証明書が発行できる場合がありますので、お気軽に窓口までお問い合わせください。

- ◆**判定の基準** 1) おおむね6か月以上寝たきり状態であること と 2) 尿失禁の可能性があること により判定します
- ◆**申請場所** 仁多庁舎 健康福祉課 又は 横田庁舎 税務課
- ◆**申請期間** 平成25年1月4日（金）～平成25年3月15日（金）
- ◆**申請に必要なもの** 介護保険被保険者証・印鑑
なお、初めて控除を受けられる方や、介護保険の認定を受けていない方は医療機関へご相談ください

障害者控除・おむつ代医療費控除に関するお問い合わせは・・・
健康福祉課医療介護保険グループ（電話 54-2511・有線 31-5123）

こんにちは
保健師です



1月から、細菌性膣症検査の費用助成をはじめます。

○細菌性膣症は、早産の7～8割に関係があると言われております。この検査により、病気を早期発見し治療につなげていくことで早産の予防につながります。

1. **助成の対象者** 町内に住所を有する妊婦のうち平成25年1月1日以降に妊婦一般健康診査の第1回目を受ける方。
2. **助成方法** 「細菌性膣症検査」費用を受診医療機関窓口で一旦お支払いいただき、後日領収書を持って申請手続きをしてください。指定の金融機関口座に自己負担された検査費用を振り込みます。
3. **手続きに必要なもの**
 - ・母子健康手帳
 - ・受診された医療機関の領収書
 - ・通帳等、金融機関口座が確認できるもの
 - ・印鑑
4. **手続き場所** 奥出雲健康センター 健康づくり推進室（町立奥出雲病院隣）



【お問い合わせ先】健康福祉課 健康づくり推進室 電話) 54-2781 有線) 31-5784

平成25年4月から下水道料金が改定となります

奥出雲町下水道（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽）使用料に関する条例改定案が12月定例議会において可決され、これにより平成25年4月使用分から各種下水道料金が下記のとおり改定となります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【新料金について】

区分	基本料金		加算額		摘要
	現行	新料金	現行	新料金	
専用住宅	1,575円	1,650円	1人当たり 525円	1人当たり 550円	住宅の用に供する建物
事業所等	1種	7,350円			営業用排水を含む家庭で大量の雑排水を排出する店舗等。ただし、店舗のみの場合は基本料金とする。
	2種	4,200円			1種、3種以外の雑排水を排出する店舗等。ただし、店舗のみの場合は基本料金とする。
	3種	31,500円	33,012円		大型店舗、工場、ホテル等
公共施設等	1種	21,000円			学校、幼稚園、保育所、公民館等
	2種	189,000円	198,072円		病院
	3種	63,000円	66,024円		老人保健施設
集会所等	1,575円	1,650円			自治会の集会所、公園、広場、神社等

※料金には、消費税が含まれています。
※新料金については、平成25年4月使用分から適用となります。
※使用料の額は、10円未満の端数は切り捨てた額となります。

【問い合わせ先】 役場 水道課 有線:20-4282/電話:52-2676

**平成25年1月分から
☆コンビニ収納サービスを開始します。**

町税や各種料金などを全国のコンビニエンスストアで納めることができます。休日や夜間、外出先でも、手数料不要で納めることができるようになりますので、ぜひご利用ください。これまでどおり、役場各庁舎、金融機関などの窓口でも納めることができます。
※平成25年1月以降に発行されたコンビニ収納サービスに対応した納付書のみご利用いただけます。

☆納付書が変わります。

平成25年1月発行分から各種税、料金の納付書が変わります。圧着ハガキとなります。開くと納付書になります。既に発行しております納付書は、そのまま利用いただけます。（ただし、コンビニではご利用できません。これまでどおり、役場各庁舎、金融機関窓口をご利用下さい。）

全部で3種類の納付書となります。（ハガキタイプ、A4タイプ、軽自動車税専用（車検用証明書付）「口座振替不能通知」「督促状」もハガキタイプとなります。（各種税、料金）

※詳しくは 平成24年11月広報で配布しました「お知らせ」、町HPをご覧ください。

【問い合わせ先】 役場 税務課 税務グループ (NTT):52-2671 (有線):20-4255